

# 広島市歯科医師会だより

一般社団法人広島市歯科医師会

第 76 号

(H25.8.13)

## 今月のトピックス

巻頭言 西区支部 古跡清隆……………2 ページ

一般社団法人広島市歯科医師会 新役員紹介……………3 ページ

## 行事報告

第2回四者会議……………4 ページ

広島市学校保健会専門委員会……………4 ページ

生活習慣見直し講座……………5 ページ

第7回日本法歯科医学会……………6 ページ

平成25年度歯科保健事業報告会・公募研究発表会……………7 ページ

介護予防教室……………8 ページ

アンジュヴィオレ広島歯科検診……………8 ページ

国泰寺地域包括支援センター主催介護予防教室……………9 ページ

第55回広島市学校保健大会(第52回「よい歯の集い」)……………10 ページ

## 支部便り

中区支部……………12 ページ

東区支部……………13 ページ

## 各部からの報告

保険・医療対策部……………14 ページ

情報調査部……………15 ページ

広報部……………29 ページ

7月定例理事会報告……………30 ページ

# 巻 頭 言

広島市歯科医師会 西区支部支部長 小跡清隆

今年度平成25年4月より広島市歯科医師会西区支部の支部長になりました小跡清隆です。任期は今回だけ長くて平成27年6月末までだそうです。

西区支部会員の意見をくみ取り、執行部に伝達し、それが他の支部と共存でき、一部でも反映できる活動が出来れば幸いです。

西区支部には、現在会員が105名います。その会員にとって魅力ある西区支部となるよう副支部長である福島一則先生と2年3カ月活動させていただきま

す。さて7月21日は参議院選挙があり我々歯科医師会の代表である「石井みどり」先生が改選を迎えています。前回はかなりの高得票で当選されたと記憶していますが、今回は前回と違って会員の選挙に対する危機感が薄いように感じられます。この文章が発表されている頃、まだ選挙が終わっていない時期であれば、是非友人知人にお声がけをして、「石井みどり」先生を高得票で当選するように働きかけていただきたいものです。

厚生労働関係の重要なポストに抜擢されるためにもスタッフを含めた我々歯科医療に関わるものがまとまって行動をおこす必要があります。それが出来なければ、今後の歯科医療を遂行し

ていく上で、今以上の大変な困難が生じてくるように思われます。

それを実感させられる出来事が先日ありました。己斐中学校で歯科健診を行いました。10年前頃には学校全体で1200人を超える生徒がいて、数名の歯科医師で健診を行っていましたが、この度は学校医の先生と私の2名で200数名の生徒を健診しました。生徒が激減しています。

口腔内と言え、ほとんどむし歯がなく、処置歯もほんの僅かです。学校歯科健診が終わった頃には、放課後近くの時間帯から、待合室には、学生さんがあふれていた時代は、過去のものとなっています。

歯科医療にもパラダイムシフトがおこっています。このことをよく認識し、信頼され尊敬される歯科医師となるためにもコンサーバティブな医療から踏みだし、建設的な歯科医療を実践していかなければならない時代となっています。高齢化が進んでいく現在に於いて、国民の健康増資に貢献できる歯科医療を実践してお口の健康を守っていくことは、脳にとって認知症防止となり健康志向の生活をもたらす、我々の働き甲斐、生き甲斐となるのでしょうか。

\*この記事は6月末日に小跡先生より原稿を頂いたものです。  
諸事情により掲載が遅れてしまいご迷惑をお掛けいたしました。  
現在、石井みどり氏は皆さまご存じのとおり参議院選に高位当選をはたされております。

## 一般社団法人広島市歯科医師会 新役員紹介

会長	土江 健也		
副会長	川原 正照	理事（公衆衛生部・一般歯科保健）	
副会長	熊谷 宏	能美 和基	
専務理事	山本 智之	理事（広報部）	
理事（保険・医療対策部）	瓜生 賢	橋岡 優	
理事（学術部）	本山 智得	監事	島末 一則
理事（公衆衛生部・学校歯科保健）	上田 裕次	監事	岡松 友和
理事（情報調査部）	水内 裕之	外部監事	篠原 敦子
理事（公衆衛生部・高齢者歯科保健）	小松 大造	顧問	澤田 建彦
		顧問	小松 昭紀
		顧問	森本 克廣
		顧問弁護士	加藤 寛



後列左から 橋岡 水内 本山 瓜生 上田 小松 能美  
前列左から 島末 熊谷 土江 川原 山本 岡松

敬称略

# 行事報告

## 第2回四者会議開催される

7月1日(月)に広島市歯会、広島市教育委員会代表、広島市立小学校長会代表、広島市立小学校保健研究会代表による第2回4者会議が開かれ、よい歯の児童表彰及びよい歯の学校表彰について協議を行い、表彰児童及び表彰校を決定しました。

(下線が当会からの表彰校です)

優秀校：高須小学校 (今田和秀学校歯科医)      う歯処置者率      75.0%、  
学校歯科保健活動      46点

井口明神小学校 (古胡英明学校歯科医)      う歯処置者率      72.9%  
学校歯科保健活動      42点

毘沙門台小学校 阿戸小学校

優良校：緑井小学校、春日野小学校、福木小学校、小河内小学校、大林小学校  
倉掛小学校

努力賞：似島小学校 (石川潔学校歯科医)      う歯処置者率      60.0%  
学校歯科保健活動      46点

古田台小学校 (大坪宏学校歯科医)      う歯処置者率      66.1%、  
学校歯科保健活動      42点

庚午小学校 (長尾誠学校歯科医)      う歯処置者率      53.9%、  
学校歯科保健活動      46点

五日市南小学校、安東小学校、五日市観音小学校、中野小学校、  
矢野西小学校、湯来東小学校

## 広島市学校保健会専門委員会 歯科保健対策委員会開催される

日時 7月4日(木) 午後7時

場所 広島市役所14階「第6会議室」

上記委員会は、広島市歯会、安佐歯会、佐伯歯会、および安芸歯会の代表と広島市教育委員会、および学校長、保健主事、養護教諭から構成され、広島市の公立の小、中、高校の生徒に対する歯科保健対策を検討する委員会です。

この委員会の委員長に、土江健也広島市歯会会長のが選出され、昨年の研究内容及び今年度の取組みについて検討がなされた。

また、平成24年度小学校の学校歯科保健活動状況について、142校中71校(実施率50%)が、以下の項目のいずれかについて実施していると報告があった。

- ア スマイル歯ッピーCDROM 4校  
イ 歯医者さんからのお便り 43校  
ウ 歯科保健指導教材PP 7校  
エ 歯科保健啓発普及冊子  
「あなたの歯 あなたの健康 そしてあなたの豊かなる人生」 11校  
オ その他 35校

- ・歯の健康掛け軸
- ・歯科医師会作成資料「咬む効用」
- ・学校歯科医作成オリジナルPP
- ・学校歯科医寄贈「かむことの大切さ」
- ・PCソフト まかせて健康教育 歯と口の健康編
- ・DVD「よ防さんと学ぼう シャカシャカ歯磨き
- ・インターネットによる学童歯みがき大会参加
- ・各校で作成したPP 等

また、上田裕次公衆衛生部理事より、広島県歯会公衆衛生部で作成した歯・口のけがへの対応法などの資料の紹介と児童が学校に持ってくる飲み物の注意点について説明を行った。

また、土江委員長より、検診データのIT化、ミラーの滅菌事業の問題点及び治療券の運用について教育委員会に対し改善して頂けるようお願いした。

最後に、8月1日に行われる第55回広島市学校保健大会及び「よい歯の集い」に関する報告を受けた。この会議には、土江健也広島市歯会会長、上田裕次公衆衛生部理事、能美和基衆衛生部理事、有馬隆公衆衛生部委員長が参加した。

## 生活習慣見直し講座

日時：7月11日（木）午後1時30分

場所：「西区地域福祉センター4階」

西区健康長寿課が主催する生活習慣見直し講座において、森本慎樹公衆衛生部副委員長が「歯周病と生活習慣病の意外な関係」と題して40歳～60歳の方を対象に講演を行った。この年代は進行した歯周病（歯周ポケットが4mm以上）を有する者が急激に増加し、年代が上がるに従いその割合も増加していることが平成23年歯科疾患実態調査で示されている。

講演では、歯周病とはどのような病気か、歯周病は全身状態や全身疾患だけでなくQOLにどのような影響を及ぼすかということの説明をした。また、しっかり噛むことや口腔機能を維持することが歯周病の予防及び肥満・メタボリックシンドロームの予防・解消につながることを動画にて強く訴えた。

また、定期的に歯科医院で適切な指導と処置を受けている人と歯が痛いときだけ通っている人では10年間で歯が抜



ける本数に大幅な差が出るのが広島県歯会の調べで明らかになっており、定期歯科健診の重要性と広島市の委託事業である節目年齢歯科健診の活用を説明した。

最後に歯周病、肥満・メタボリックシンドローム予防におけるセルフケアの具体策として口腔機能向上トレーニングなど実習を交えわかり易く説明した。

講演終了後には「口の機能を保つことが非常に大事なのがよくわかりました」、「痛くなくても定期健診は必要ですね」などの感想を頂いた。この講演を通じて口腔に対する理解及び意識の向上が見られたことを実感した。

公衆衛生部では、今後も地域からの講演依頼には積極的に対応していく予定である。



生活習慣見直し講座の様子

## 第7回日本法歯科医学会

日時 7月14日 午前10時～午後5時

場所 鶴見大学記念館「記念ホール」

第7回日本法歯科医学会が、佐藤慶太鶴見大学歯学部法医歯学教室大会長のもと鶴見大学記念館「記念ホール」において開催された。本会からは、本山智得学術部理事、中島克委員が参加し、特別公演として「東北地方太平洋沖地震と今後の巨大地震の姿」と題して平田直東京大学地震研究所・地震予知研究センター長が、シンポジウムとして「将来の大規模災害に備えるー歯科診療情報によ

る身元確認の課題と取組み」と題して日本歯科大学都築民幸先生が「平時における魅音と確認の現状と課題」、鶴見大学佐藤慶太先生が「東日本大震災の被災3県における身元確認の実態」、千葉大学斉藤久子先生が「海外における災害対応および身元確認の体制」、日本大学小室歳信先生が「身元確認に関する歯科所見照合検索システムの検討」について講演をされた。また、一般講演として個人識

別、DNA 多型、物体検査等に関する発表がなされ、発表後には参加者による活発な議論が行われ、盛会のうちに終了した。

日々の診療とはまた異なった、災害時の身元確認等における歯科医師の役割について考えさせられる学会であった。

## 平成 25 年度歯科保健事業報告会・公募研究発表会

日時：7月20日（土） 午後1時

場所：日本歯科医師会館1階「大会議室」

標記報告会・発表会が公益財団法人8020推進財団（以下8020推進財団）の主催で開催された。これは8020推進財団が歯科医師会をはじめ公益財団、NPO法人、公共機関等に対する歯科保健活動事業に対する助成事業、また、8020運動に関する研究について8020研究の事業発展を推進するための研究課題の公募を行い、平成23年度報告より地域歯科保健活動推進委員会及び8020調査研究委員会の各委員が模範となる事業報告、優れた公募研究を選定し、開催するものである。今回は歯科保健活動事業3

題、公募研究課題3題の報告及び発表が行われた。

本会からは荒谷恭史氏が「特定高齢者を対象とした歯科診療所における口腔機能向上のサービスの効果に関する調査研究事業」について報告した。その後の質疑応答では多くの具体的な質問が挙げられた。また、報告会終了後に他都市より資料提供の依頼があり、本事業報告に対する関心の高さが伺えた。

なお、本会からは、三戸敦史氏、小松大造公衆衛生部理事、山崎健次県歯常務理事、上川克己県歯理事が参加した。



講演中の荒谷恭史氏

## 介護予防教室

日時：7月25日(木)午前10時

場所：「向洋大原会館」

広島市大州地域包括支援センター主催の介護予防教室「いきいきサロン向洋大原」において、有馬隆公衆衛生部委員長が「元気はつらつ介護予防はお口の健康から」と題して講演を行った。

講演では「食べる」、「呼吸する」、「しゃべる」をキーワードとして、口腔ケアによってこれらの機能を維持・向上することが、全身の健康、さらには認知症の予防・改善につながるることについて実習を交えながら解説した。加えてかかりつけ歯科医院を持つことの重要性や広島

市の介護予防事業としてかかりつけ歯科医院での通所口腔ケアが利用できることについても周知し講演を終了した。

参加者からは、「とても勉強になった。」とか、講演で知ったことを「帰ってからも取り組んでいきたい。」といった声が多数聞かれ、口腔の健康の重要性に対する認識が深まったことが伺われた。

今後も地域からの依頼には積極的に対応し、地域に根ざした公衆衛生活動を行っていく予定である。



講演中の有馬隆氏

## アンジュヴィオレ広島（女子サッカーチーム） 歯科健診

日時：7月25日(木)午後6時30分

場所：「広島県総合グランドメインスタジアム」

上記日程において、標記歯科健診を実施した。この度の歯科健診は、アンジュヴィオレ広島にとって初めての試みで

あり、歯科健診の対象者は、歯科健診を希望した選手17名で、口腔内診査とアンケート調査を併せて行った。アンケー



ト結果では、スポーツマウスガードをしてみたい選手は、7名おり今後作製していく予定である。今後は、スポーツの分野においても定期的な歯科健診の重要性を啓発していくとともに、スポーツパフォーマンスの向上ならびに外傷予防

のためのマウスガードの普及にもつながっていきたいと考えている。本会から、上田裕次・小松大造公衆衛生部理事、有馬隆公衆衛生部委員長、森本慎樹公衆衛生部副委員長および藤田友昭公衆衛生部委員が出務した。



歯科健診の様子

### 国泰寺地域包括支援センター主催介護予防教室

日時：7月26日（金）午後1時30分

場所：「竹屋公民館」

広島市国泰寺地域包括支援センター主催の介護予防教室で、香川次郎公衆衛生部委員が「おくちの健康教室」と題して講演した。

講演には地域在住の高齢者18名が参加した。講演内容は、介護予防には口腔ケアが不可欠であること。介護予防の3つの柱である口腔機能の向上、運動器の機能向上、栄養改善に加えて認知症予防、閉じこもり予防、うつ予防について順に説明し、嚥下障害を調べる反復唾液嚥下テスト（RSST）や唾液腺マッサージ

の実習も交えて行った。休憩をはさみ、全員で健口体操、歯みがきのこつや注意点、歯間ブラシやフロス・舌ブラシなどの清掃用具の必要性や使い方を説明し、最後にかかりつけ歯科医を持つことの重要性を説明した。

参加者からは、講演後も質問があり、口腔の健康の重要性について関心の高さが伺われた。

今後も地域からの講演依頼には積極的に対応し、地域に密着した公衆衛生活動を行っていく予定である。



講演中の香川次郎氏

## 第 55 回広島市学校保健大会（第 52 回「よい歯の集い」）

日時：8月1日（木）午後2時30分

場所：「西区民文化センター」

「生涯にわたって健康で安全に生き抜く子どもの育成」をテーマに、標記大会が広島市学校保健会、広島市教育委員会の主催、広島市PTA協議会の後援のもと開催された。

本大会は、広島市における児童が自ら「生きる力を育む」生涯保健を志向するため、学校保健関係者が当面する健康安全の諸問題について研究し、学校保健の充実発展を図る目的で毎年夏休み中に開催されるものである。

はじめに開会行事として、伊藤仁広島市学校保健会会長の挨拶、野村祐仁広島市薬剤師会会長による祝辞があり、引き続き「学校保健関係表彰」、「目を守る図画・ポスター表彰」、「よい歯の学校・児童表彰」が執り行われた。

学校保健関係表彰では本会関係者として、有馬和孝、大出和宏、橋本直典、福島一則、引地渉氏の5名が広島市学校保健功労者表彰を、永年勤務の学校医等に対する感謝状授与者には、後藤真也、佐久間高志、大坪稔氏の3名が受賞した。

最後に受賞者代表として安佐歯科医師会の八島愛富氏が謝辞を述べ、表彰式は終了した。

本大会に続いて、各分科会が開催され、歯科の分科会である「よい歯の集い」では、はじめに土江健也会長が口腔の健康と全身の関係について説明し、自分の健康は自分で守るトータルヘルスプロモーションの大切さについて述べた。また、松尾芭蕉や小林一茶らが衰えた自身の口腔を嘆いて詠んだ俳句を紹介し、生涯自分の歯で噛むには日々の努力が大切であると挨拶した。

続いて、上田裕次広島市学校保健会常務理事の司会進行のもと、よい歯の児童表彰が行われ、「よい歯の健康大賞」として各学校代表の児童に土江会長から激励と賞状が手渡された。

表彰式に続いて、広島市学校保健会常務理事小羽田敦正氏から『健診を「健口」につなげよう』と題して講演が行われた。この講演では平成7年に学校健診にヘルスプロモーションの概念が取り入れ

られ、それまでの早期発見・早期治療から唾液の作用による再石灰化の機序を踏まえたCO導入のいきさつが紹介された。また、“Hidden Caries”の問題や健全な歯列育成を図ることなどから、かかりつけ歯科医院での定期的な精査が必要であることが強調され、加えて、子

どもの自立を促すうえで歯・口腔は健康教育にとって格好の教材であることが述べられた。

最後に川原正照広島市学校保健会歯科保健対策委員会委員長（代理）の「小さな口から大きな未来を」とする閉会の辞をもって終了した。

本年度の、本会関係の表彰校ならびに児童表彰は以下の通りである。

#### よい歯の学校表彰

優秀校：高須小学校（今田和秀学校歯科医）、井口明神小学校（古胡英明学校歯科医）、  
努力校：庚午小学校（長尾誠学校歯科医）、古田台小学校（大坪宏学校歯科医）、似島  
小学校（石川潔学校歯科医）

#### 児童表彰

よい歯の健康大賞 1, 808名

よい歯の賞 1, 325名



学校保健功労者表彰ならびに永年勤務学校歯科医の先生方



表彰校の関係者



# 支 部 便 り

## 中区支部

### 広島市歯会中区支部ソフトボールチーム練習

日時 7月6日(土)午後6時30分

場所 中区南千田町「多目的広場」

表記練習を開催した。当日は、夕方近くまでの豪雨であったにも関わらず、中区支部より5名の会員と家族、南区支部より江夏俊央氏が参加し、練習の冒頭波田佳範中区支部長より、「いよいよソフトボール大会のシーズンが始まりました。各自怪我だけには気をつけて頑張っていきましょう。」という旨の挨拶が行われた。

今年は、念願だったAクラス昇格を果たした中区支部ではあるが、それは今まで以上のレベルアップが求められることでもあり、Aクラスで勝っていくことは、そんなに簡単ではないと認識してい

るのである。しかし、その先の見果てぬ夢(Aクラス優勝)を追い求めていくことこそが心の支えとなっているのも事実である。

各自、久しぶりのソフトボールの感触を確かめながら、軽めのキャッチボール、フリーバッティング、守備練習をこなしたのであった。

練習参加した会員においては、翌日若干の筋肉痛に見舞われたのはいうまでもない。

### 平成25年度広島市歯科医師会中区支部夏季懇親会

日時 7月20日(土)午後6時30分

場所 中区「メルパルク」

上記懇親会が開催された。懇親会開会において、波田佳範中区支部長より「本日はお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。さて、明日7月21日の参議院選挙におかれましては、是非投票所へ行かれ、我々の代表である石井みどり候補に投票していただきたい。そして、棄権はなさらないようお願いいたします。」という旨の挨拶が行われた。つづいて川原正照広島市歯会副会長(土江会長は公務のためこの時点では不在)への挨拶へと続き、乾杯の音頭は関野憲三

中区支部顧問によって行われ、懇親会が始まった。

懇親会の途中で、土江健也会長が到着され、改めて挨拶が行われたその内容はおもに7月21日の参院選、土江執行部2期目の抱負であった。

宴もたけなわのところで、新たに中区支部に仲間入りした平田誠氏と蜂須賀永三氏より挨拶が行われ、ビンゴ大会へと移行した。

最後に、三次みさと副支部長の挨拶によりお開きとなった。





挨拶をする土江健也会長



開会の辞を述べる波田佳範中区支部長

### 東区支部

#### 東区おやこフェスタ「ねこの手まつり」

日時：7月7日（日）午前10時

場所：東区総合福祉センター「3階」

東区おやこフェスタ「ぽっぽひがし6周年記念イベント&ねこの手まつり」が開催され、広島市歯会東区支部から木村太言東区支部長、安芸歯会東区ブロックから毛利雅哉氏の2名の歯科医師が東区地域保健対策協議会の一員として東区医師会・広島市薬剤師会とともに参加した。東区子育て交流広場運営協議会の各種団体のコーナーが並ぶなか、1日だけの総合病院をテーマに健康ブースを

開いた。東区支部としては例年どおりの歯科相談に加えて、希望者には口臭測定器による口臭測定を行った。日頃歯科医院では聞きにくい事の相談やあまり意識していない口腔衛生状態啓発に有意義な一日であった。東区支部では今後東区老人会のイベントにも参加予定である。尚、この度作成した写真付き広島市歯会身分証明書がネームプレートとして役立った。



東区おやこフェスタに参加した木村太言東区支部長と毛利雅哉氏

# 各部からの報告

## 保険・医療対策部

### 「教育資金一括贈与」の非課税制度

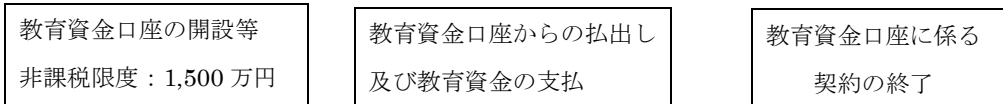
平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、祖父母などから教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税制度のあらましは以下の通りです。

#### 1. 制度の概要

贈与する者	贈与を受ける者の父母、祖父母など直系尊属
贈与を受ける者	教育資金管理契約を締結する日において 30 歳未満の直系卑属
贈与の方法	以下いずれかの方法 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 信託銀行等：「教育資金管理契約」に基づき信託会社に信託する</li> <li>・ 銀行等：書面による贈与により取得した金銭を「教育資金管理契約」に基づき銀行等で預貯金として預け入れる</li> <li>・ 証券会社等：書面による贈与により取得した金銭等により「教育資金管理契約」に基づき証券会社等で有価証券を購入する</li> </ul>
限度額	贈与を受ける者 1 人につき 1,500 万円まで
適用期間	平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日

#### 2. 手続きの流れ

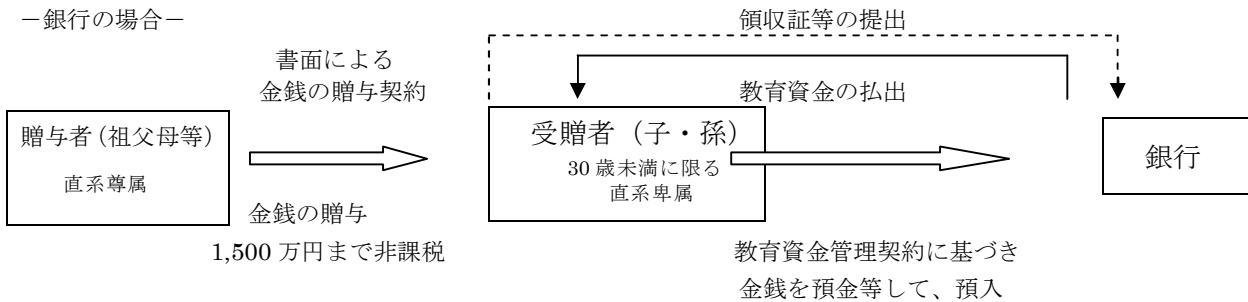
教育資金の一括贈与の贈与税非課税制度の適用を受けるには、金融機関等で一定の手続きを行う必要があります。



手続	金融機関等で手続き	金融機関等での手続き	税務署での手続き
	教育資金非課税申告書の提出	教育資金の領収証等を提出	贈与税の申告書を提出(※)

(※) 終了時に非課税拠出額から教育資金支出額を控除した残額があるときは、その終了の事由（受贈者が死亡した場合の事由を除く）に該当した日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

－銀行の場合－



#### 3. 教育資金の範囲

教育資金の範囲	具体例	限度額
学校等に直接支払われるもの	入学金、授業料、学校給食費、学用品の購入費等	1,500 万円
学校等以外に直接支払われるもの	学習塾、習い事の謝礼、月謝、教材費、物品購入代等	500 万円

#### 4. 追加の教育資金贈与があった場合

適用期間内かつ非課税限度額の範囲内であれば、複数回の贈与が可能です。

この場合、追加契約の場合には受贈者は「追加教育資金非課税申告書」を、いったん契約が終了した場合には「教育資金非課税申告書」を預入期限等までに金融機関の営業所等を經由して受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。また、一定の場合を除き、教育資金非課税申告書に係る口座を2以上持つことはできません。

## 情報調査部

### ▼石井みどり氏と島村大氏の自民党 2 候補が当選、野党系 3 候補は落選

歯科 News & Topics | DENTAL VISION

<http://www.ikeipress.jp/archives/6270>

7月21日に投開票された第23回参議院議員通常選挙の結果、歯科関係では職域代表の石井みどり氏（比例全国区）のほか、神奈川選挙区から立候補した島村大氏の自民党公認の2候補が当選となった。長崎選挙区・民主党から出馬した大久保潔重氏、比例全国・日本維新の会から出馬した川口浩氏、静岡選挙区・みんなの党から出馬した鈴木唯記子氏（歯科技工士）の3氏は落選した。

石井みどり氏は個人票で約30万票を集め、自民党の比例候補の中でも上位で当選、島村大氏も定数4の神奈川選挙区でトップ当選となった。

同日歯連盟、石井選挙の報告会開催、29万4148票と医療界では最大の得票

<http://www.ikeipress.jp/archives/6274>

日本歯科医師連盟は7月22日、東京・市ヶ谷の歯科医師会館大会議室で第23回参議院選挙に関する記者会見と報告会を開催した。歯科界の職域代表として出馬していた石井みどり候補は29万4148票を獲得して二期目の当選を果たし、自民民主党比例代表候補の中では4番目の得票となった。会場では必勝ダルマに目を入れ、石井議員を囲んで万歳三唱が行われた。中央後援会の高木幹正代表は、「石井議員は1票の重みをしっかり受け止め、山積する難題を解決し、歯科界の未来を明るくものとするために努めて頂けるものと確信している」と話した。

**医療界ではトップの得票**となったことについて石井議員は、「二期目の戦いに向け大きな武器をいただいたと思っている」と述べた。

下図・・7月23日中国新聞朝刊記事より

### 比例代表立候補候補者中国5県の得票数

自民 石井みどり

全国	広島	山口	岡山	島根	鳥取
<b>294,148</b>	10,322	3,360	5,561	1,975	1,287

### 広島県得票数

比例得票上位5名（全国最終結果と各党順位を右に記載。情報調査部）

順位（広島県）	政党	名前	票数	全国最終票数	
1	公明	山本 博司	120,533	1,892,020	公明 4 位
2	自民	柘植 芳文	12,712	18,460,404	自民 1 位
3	自民	石井 みどり	10,322	4,615,101	自民 4 位
4	民主	相原 久美子	9,792	2,378,071	民主 3 位
5	自民	山田 俊男	8,914	9,230,202	自民 2 位

## ▼社会保障 8月に改革骨子決定 実施時期など明記

東京新聞 TOKYO Web

<http://www.tokyo-np.co.jp/article/politics/news/CK2013070602000125.html>

### 社会保障改革の今後の見通し



政府は五日、社会保障制度改革国民会議の議論を踏まえて医療や介護など制度改革の方向性を示す「骨子」を八月二十一日までにまとめ、閣議決定する方針を固めた。骨子を基に改革の全体像や工程を記した法案をつ

くり、秋の臨時国会への提出を目指す。国民健康保険の運営を市町村から都道府県に移す案など、改革のメニューと実施時期を明記する公算だ。



この法案が成立すれば、厚生労働省が医療や介護など分野別に審議会での検討を経て、具体的な見直し策を盛り込んだ個別の法案を来年の通常国会以降に順次、提出する。まず手順を定めた上で次に具体論と、改革は「二段階」となる。

自民、公明、民主の三党合意に基づく社会保障と税の一体改革関連法は、八月二十一日までに「必要な法制上の措置を講ずる」ことを政府に求めている。だが八月中は長期間の国会開催が難しいため法案は提出せず、骨子の決定を「法制上の措置」とみなすことにした。

ただ、年金や高齢者医療で抜本的な法改正を主張している民主党が、今回の政府方針に反発する可能性もある。

有識者で構成する国民会議は参院選後の今月下旬から詰めの議論に入り、八月上旬にも最終報告書をまとめる。これを受け政府は骨子をつくる。

国民会議ではこれまでに国民健康保険改革のほか、地域医療提供体制の再編や介護保険サービスからの軽度者除外、年金の支給開始年齢引き上げなどが課題に挙げられている。

#### Point of view

◎社会保障・税一体改革の具体案が、「社会保障制度改革国民会議」で検討されていますが、『国会版の国民会議』が一足早く「最終とりまとめ」を公表しました。医療・介護分野では、「短期的には、高齢者の自己負担割合の見直しを行う」、「中期的には、地域包括ケアの構築や、報酬体系の抜本の見直しを行う」ことなどを提言しています。

注目すべきは、医療機関等への「ライト（適切な）アクセス」という考え方です。一般国民は、自分が病気にかかった際に、どの医療機関にかかればよいのか、的確に判断することはできません。そのため、「いろんな診療科がある大病院に行けば、とりあえず安心だろう」と考えがちです。これが、医療提供の非効率を生み出し、さまざまな問題へと繋がっていきます。

このため、的確な判断を下せる医療の専門家、いわゆる総合医が「あなたはこの医療機関にかかるとういでしょう」という案内を行うことが好ましいのではないかと、という議論が行われています。フリーアクセスの制限を議論する時期なのでしょう。

今夏に示される報告書では、どのような提案が行われるのでしょうか。

## ▼還元型コエンザイムQ10の塗布で歯茎の加齢変化を抑制、岡山大学大学院の研究グループ

<http://www.ikeipress.jp/archives/6089> 医療経済出版

岡山大学大学院医歯薬学総合研究科の森田学教授（予防歯科学分野）の研究グループは、抗酸化物質の一つである「還元型コエンザイムQ10(rCoQ10)」を歯茎に塗布することで、歯茎の加齢変化が抑制されることを突き止めたことを発表した。研究結果ではrCoQ10を歯茎に塗布すること

で抗酸化力が高まり、歯茎の加齢変化を抑制することに効果的があることが示唆されており、今後、歯茎のアンチエイジングへの臨床応用が期待されるという。同研究成果は2013年5月21日に米国の歯学系科学雑誌『Journal of Dental Research』の電子版に掲載された。

>> 詳しくは、岡山大学 HP も参照ください <http://www.okayama-u.ac.jp/index.html>

### *Point of view*

◎歯茎の退縮に伴い、知覚過敏も誘発してくることから、これを原因として来院される方が最近増えてきています。特に女性の方に多いですが、歯茎の退縮については、患者さんの気になるところでもあるみたいですが、対策について、移植などの外科的手術の話をする、そこまでは・・・との話になることが多いです。この研究が進んでくれば、歯肉退縮予防のひとつの選択肢としてあげることができると思います。今後の研究に注目です。

## ▼ 歯周病治療で肝機能改善 NASH 患者の数値が 3 か月で正常に

<http://news.mynavi.jp/news/2013/06/12/197/index.html> mynavi.jp

歯並びや噛み合わせの良し悪しが人の寿命に影響する——にわかには信じがたいが、これは歯科医療現場では半ば常識となっている事実なのだ。横浜市立大学などの研究チームによる肝炎と歯周病治療の関係を調べた研究がある。最近増加している非アルコール性脂肪肝炎（NASH）患者に対して、歯周病治療を行なった結果、3 か月後に肝機能の検査数値が正常になったという。このことから、

歯周病の予防は、生活習慣病予防にもつながることがわかる。そのためには口腔内の歯周病菌を減らす必要があるが、自分で行なう歯磨きだけでは限界があるため、歯科医院で歯科衛生士などによる専門的口腔ケアを受けるのが効果的だ。取れにくい汚れを専門器具などで除去する PMTC という方法もあり、保険診療にて、1 回約 3000 円で受診できる。

### *Point of view*

◎口腔内と全身の健康との相関関係については、歯科医療従事者にとっては、常識のひとつとなっていますが、一般の方においても、デンタル IQ の高い方でしたら、常識の範囲になっていると考えられますが、歯周病と肝臓の数値の改善についてのデータは、私の知っている限りでは、なかったですので、ひとつの有用なデータになると考えます。定期健診へのモチベーションを高める、有用なデータになるとと思います。

## ▼ 歯が認知症を抑制 奥羽大の赤川学長ら解明

<http://www.minpo.jp/news/detail/201307049426> 福島民報

奥歯のないマウスは、記憶力が低下するなどアルツハイマー病の症状が悪化しやすいとの実験結果を広島大や名古屋市立大、本県の奥羽大のチームがまとめ、3日、発表した。研究に携わった奥羽大の赤川安正学長(63)らによると、人間

の場合でも認知症患者の歯の喪失を防げば、症状の進行を抑えられる可能性があるという。こうした実験は世界で初めてで、脳科学の英国誌「ビヘイヴラル ブレイン リサーチ」の9月1日号に掲載される。

実験には、人工的にアルツハイマー病を必ず発症するようにした特別なマウスを使った。左右の臼歯(奥歯)を抜き、かみ合わせをなくしたマウス(A群)と、臼歯を抜かず、かみ合わせを維持したマウス(B群)の2つに分け、抜歯から4カ月後の学習・記憶能力の変化を比較した。

この結果、かみ合わせを維持したB群の全てのマウスは能力に変化がなかった。一方、かみ合わせをなくしたA群は、10匹のうち6匹で能力の低下が見られた。さらに詳しく調べると、能力が低下したマウスは、脳で記憶をつかさどる海馬という部位の神経細胞の数が、変化のなかったマウスより少なくなり、細胞の大きさ(面積)も小さくなっていた。

ただ、チームは当初、歯を失うことでアルツハイマー病の原因とされるアミロイドβタンパクが増加し、神経細胞が少なくなる—との仮説を立てていた。しかし、実際には能力が低下したマウスと、そ

うでないマウスのタンパク量に目立った差はなかった。今後、さらに研究を続ける。

アルツハイマー病をめぐるのは、歯を失うことで発病のリスクが2・8倍高くなるとの疫学調査があり、歯の有無と病気に密接な関係があることが知られている。ただ、その仕組みは分かっていなかった。アルツハイマー病になるマウスを使った今回のような実験は世界でも例がないという。

奥羽大の赤川学長は、歯や顎が失われた場合に入れ歯やインプラントなどで補う「歯科補綴(ほてつ)学」が専門。広島大に在籍していた6年前から、広島大病院の大上博史歯科診療医、アルツハイマー病の基礎研究を行っている名古屋市立大の道川誠教授らと研究を進めてきた。

赤川学長は「奥羽大の学生も加えながら、研究を続けていく。将来的には、かみ合わせを維持することが、人間のアルツハイマー病とどう関わるのかも突き止めたい」と話している。

### *Point of view*

◎ またひとつ、歯の健康が全身の健康に重要な関わりがあることが示唆されました。これからの高齢化社会においてQOLの向上に歯科医師が重要な役割を担っていると言えるでしょう。今後の研究の経過に注目です。

## ▼ ペットボトル飲料 4-5 時間を目安に飲み切る！

### ボトルの中で細菌が増殖してます！！

<http://sankei.jp.msn.com/life/news/130712/bdy13071208020000-n1.htm> 産経ニュース

いよいよ夏本番。こまめな水分補給が欠かせません。ペットボトル飲料を持ち歩く機会も多いでしょう。ただ、外出先などでペットボトルの注ぎ口から直接飲む場合、特に子供の場合には衛生面が気になります。そこで、口を付けたペットボトル飲料の細菌が時間経過とともにどの程度増殖するか調べてみました。

テストしたのは500ミリリットルで、保存料無添加の麦茶と糖分の入ったスポーツ飲料。(1)直接口を付けて飲んだ場合(2)コップに移して飲んだ場合—の2パターンで調査。室温27度、湿度85%の部屋に置き、5歳女兒に2時間おきに計5回、10時間後まで30~50ミリリットルずつ飲んでもらいました。食事は途中1回、おやつは数回取ってもらい、歯は磨いていません。2

時間ごとの一般細菌数を検査し、そのまま24時間置いた状態も検査しました。

結果は、ともに直接口を付けた方の細菌が増殖し、保存料無添加という条件ではスポーツ飲料より麦茶の方が極端に増えています。8時間後には1ミリリットル当たり3万3千（CFU＝菌量の単位）となり、急激な増加を示しました。

細菌が増殖することで食品が腐敗し、食中毒の原因となる細菌数の目安は1グラム当たり100万以上とされています。長時間持ち続けたペットボトル飲料から直接飲んでも食中毒になる危険性は少ないと思います

が、過信は禁物です。細菌の多くは、気温30度前後になる夏季に活発に増殖します。猛暑日では細菌の増殖もより速くなることが予想されます。

ペットボトル飲料もコップに移し替えて飲む方が安全ですが、実際にはなかなか難しいと思います。ペットボトルから直接飲んだ場合は4、5時間を目安に飲み切ることをお勧めします。子供の場合には早めに飲み切れる350ミリリットルサイズのペットボトルを選ぶのも一つの選択肢でしょう。（エフシージー総合研究所 環境科学研究室 [www.fcgr.co.jp](http://www.fcgr.co.jp)）

### *Point of view*

◎ 夏は細菌の繁殖に気をつけないといけません。口腔内をきれいにして口腔内細菌の数を少なくしておけばこういったペットボトル内の細菌の増殖のリスクも軽減されるのではないのでしょうか。あと、車の中にペットボトルを置いておくと今の季節、温度が高い場所ですので細菌繁殖の温床になるでしょう。ご注意ください。

## ▼ がん治療にiPS細胞活用 千住熊大准教授ら

<http://kumanichi.com/news/local/main/20130715002.shtml> くまにちコム(熊本日日新聞)

熊本大大学院生命科学研究部の千住覚准教授（51）＝免疫識別学＝らの研究グループが、人工多能性幹細胞（iPS細胞）から作った免疫細胞を、がんが腹腔〔ふくくう〕に広がって治療が難しいがん性腹膜炎や、膵臓〔すいぞう〕がんの治療に活用する技術を開発した。2～3年以内に臨床試験に向けた審査を学内の倫理委員会に申請する方針。

千住准教授らによると、がん性腹膜炎は、胃の外側まで進行した胃がんが、腹腔内のがん細胞をばらまくことなどによって起きる。確認された場合、胃がんの切除手術は断念せざるを得ず、抗がん剤などで治療しても平均生存期間は約1年間という。膵臓は胃の裏側

にあり、がんの発見が難しく、見つかった場合は既に進行しているケースも多い。

同准教授は2011年までに、iPS細胞からマクロファージという免疫細胞を大量に作る技術を確立。免疫細胞が細菌など特定の対象を攻撃する仕組みを、がん治療に応用する研究を進めてきた。

グループは、免疫機能をなくしたマウスの腹腔内に、ヒトの胃がんや膵臓がんの細胞を移植。作製した免疫細胞を腹腔に注射すると、がん組織の内部に入り込んだ。この細胞の遺伝子を操作して抗がん作用があるインターフェロンを生産する機能を持たせたところ、がんの領域が小さくなり、細胞の増殖を抑える効果を確認できた。



特に、膵臓がんの細胞を移植したマウスの中には、がんがほぼ消滅する個体も出るなど効果が大きかった。

一方、治療しなかったマウスは、約2週間で腹腔全体にがんが広がった。

治療が実用化されれば、がん性腹膜炎が確認されても、胃がんを切除できる可能性が出る。千住准教授は「がん患者には待ったなし

の人が多い。治療に役立つ研究を急ぎたい」という。

今後、共同して臨床研究を進める熊本大の馬場秀夫教授（55）＝消化器外科＝は「ヒトのがん組織に対する効果を確かめられれば、手術や抗がん剤との併用で、治療の新たな戦略となる」と話した。研究成果は、米オンライン科学誌プロスワンに掲載された。

（山口尚久）

### *Point of view*

◎ iPS 細胞のいろいろな臨床への応用が期待できます。今後は臨床実験を通して作用・副作用、適応・禁忌などが具体的に絞られていくことでしょう。

## ▼診療報酬改定時の資料に「歯保連試案」を作成、厚労省ほか関係先への提出も視野

<http://www.ikeipress.jp/archives/6214> 医療経済出版

歯学系学会社会保険委員会連合（歯保連）は7月3日、東京・八重洲の「八重洲倶楽部」で報道関係者を集め、現在までの活動についての説明会を行った。

歯保連は現在、日本歯学系学会協議会（歯学協）に加盟する26の歯科臨床系学会に日本歯科技工学会、日本歯科衛生学会を加えた28団体によって構成されている。当日の説明会には、今井裕会長、歯学協の山根源之理事長、外科系学会社会保険委員会連合（外保連）の外木守雄氏の三氏が出席した。

今井氏は、「外保連試案」に相当する「歯保連試案」の作成を進めていることを明らかにし、

歯科医学会が作成したタイムスタディーとの違いについて、「歯科医学会が作成したものは単純に時間だけの内容で、経費等を考慮した試案という体裁ではなく、診療報酬改定時の十分な資料にはなり得ない」とし、作成する「歯保連試案」の扱いについて、「100件できた段階で冊子にまとめ、厚労省ほか関係先に提出する」と今後の見通しを述べた。山根氏は、「エビデンスを作るのはまったく独立した学術団体が作っているのだということを示したいし、厚労省もそれを期待している」と述べた。

### *Point of view*

◎ 保険診療というのは学術団体が学問的にその指針を決定するのではなく、むしろ現場の声をより多く反映するのが理想ではないでしょうか。対話をすべきそのカウンターパートはどこであるか、つまり厚生労働省、財務省と交渉ができる歯科医師側の立場は、どこか、です。学術団体だけでは困難でしょう。これから歯科医師側も交渉力が問われる時代になります。今までと同じようなことの繰り返しでは、明るい未来はありません。

## ▼降圧剤の臨床データ、人為操作を確認 京都府立医大が謝罪 製薬会社に有利な結果

<http://sankeijp.msn.com/science/news/130712/scn13071200400000-n1.htm> msn 産経ニュース

高血圧治療薬「バルサルタン」(商品名・ディオバン)を使って京都府立医大の松原弘明元教授(56)が行った臨床研究について、データに問題がなかったか検証している府立医大は11日、論文に使われた解析データが人為的に操作され、バルサルタンに有利な結果が出ていたとの調査結果を発表した。調査では、臨床研究で対象にした約3千件の症例のうち223件のカルテを確認。論文のもとになったデータと比較したところ、カルテに記載がなかった病気が論文データでは存在するなどの不一致が34件あった。バルサルタンを使った場合、他の降圧剤に比べ脳疾患や心臓病のリスクが減ると結論付けられていたが、正しいデータを使った検証ではこうした結果は得られなかったという。会見した府立医大の吉川敏一学長は「ご迷惑とご心配をおかけし、おわびする」と謝罪した。

松原元教授は今年2月、辞職。販売元の製薬会社「ノバルティスファーマ」(本社・スイス)の日本法人社員(当時)が肩書を明示せず、研究に関与していたが、府立医大は「誰がデータを操作したのか、意図的だったかどうかは分からない」としている。この研究では、国内外の学術誌が論文6本を「データに問題がある」などとして掲載を撤回。府立医大のほか4大学でも同様の研究が行われ、同じ元社員が関わっていたことが判明しており、各大学が調査している。

### Point of view

◎ 他に4大学でもこの製薬会社の元写真が関係していた可能性があるそうです。研究の信ぴょう性は一度損なわれるとなかなか回復しにくいものです・・・大きな影響がなければよいのですが。

### 関連記事

厚生労働省 「京都府立医科大学の調査結果に対する厚生労働大臣談話」

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000036lur-att/2r98520000036lwh.pdf>

## ▼酒気帯び運転は絶対ダメ！！！！

## 飲んだら乗るな、乗るなら飲むな！の徹底を！

医道審分科会

医師ら 24 人を行政処分

厚労省 歯科医師は 8 人

歯科通信 6 月 14 日

厚労省は12日、医道審議会医道分科会を開き、医師16人、歯科医師8人の行政処分を決めた。歯科医師の処分内容は、業務停止1年6月が2人、業務停止3月が5人、業務停止1月が1人となっている。行政処分の効力発効は26日からとなる。

歯科業務停止1年6月の処分が決まった二人は**いずれも酒気帯び運転による人身事故**で、歯科医師Aは自動車運転過失傷害、道路交通法違反により、司法処分として懲役10月、執行猶予3年や罰金など3度の判決を受けている。歯科医師Wも自動車運転過失傷害、道路交通法違反で懲役1年2月、執行猶予3年の判決を受けている。歯科医業務停止3月の5人はいずれも

診療報酬不正請求で、保険医等登録取消の司法処分を受けている。不正請求額が最も多かったのは570万5774円で、平成22年10月～24年4月までの診療を不正に受給していた。次いで多かったのは382万7860円で、不正受給期間は平成17年6月～22年6月。不正請求額が最も少なかったのは99万9110円で、不正受給期間は20年5月～22年4月となっている。歯科医業務停止1月は、酒気帯び運転による道路交通法違反で、罰金40万円の司法処分を受けている。なお、医師の処分内容は免許取消1人、業務停止3年2人、業務停止1年6月1人、業務停止6月4人、業務停止3月4人、業務停止1月1人、戒告3人となっている。

#### 歯科医の処分内容

A＝歯科医業務停止1年6月

(自動車運転過失傷害、道路交通法違反) 病院に勤務する歯科医師のAは、酒気を帯び、アルコールを身体に保有する状態で平成22年5月、普通乗用自動車を運転し、高速度で車を滑走させて、対向車線を走行していたB男(当時29歳)運転の普通乗用自動車の右側部に自車前部を衝突させ、同人に加療約10日間を要する頸部挫傷等の傷害を負わせた。

(道路交通法違反) 平成18年12月、最高速度が80キロメートルを78キロメートル超える158キロメートル毎時の速度で普通乗用自動車を運転した。

(業務上過失傷害、道路交通法違反) 酒気を帯び、普通乗用自動車を運転。安全を確認しながら進行すべき業務上の注意義務があるのにこれを怠り、後方約24.9メートルに迫って衝突の危険を感じ急制動の措置を講じたが間に合わず、右後角部に自車右前角部を衝突させ、加療約1週間を要する右肩打撲、頸椎捻挫の傷害を人に負わせた。

W＝歯科医業務停止1年6月

(自動車運転過失傷害、道路交通法違反)

クリニックに勤務する歯科医師Wは、平成24年4月に**酒気を帯び、普通乗用自動車を運転**し、時速30キロメートルで進行中、睡眠不足等のため眠気を催し、前方注視が困難な状態に陥った。直ちに運転を中止する自動車運転上の注意義務を怠り、仮睡状態に陥った。対向車線に自車を進入させ、対向進行してきたA男(当時61歳)運転の普通乗用自動車右側部に自車右前部を衝突させた。さらに自車を進行させて、後方から対向進行してきたB子(当時41歳)運転の普通乗用自動車前部に自車右前部を衝突させ、A男に全治1週間を要する腹部打撲の傷害を、B子に加療約1週間を要する腹部打撲等の傷害をそれぞれ負わせた。救護する等の必要な措置を講じず、かつ、その事故発生の日時及び場所等法律の定める事項を、直ちに最寄りの警察署の警察官に報告しなかった。

Y＝歯科医業務停止1月

(道路交通法違反)

病院に勤務する歯科医師Yは、**酒気を帯び状態**で、平成23年6月、秋田市内道路において、普通乗用自動車を運転した。

H＝歯科医業停止3月

(診療報酬不正請求)

クリニックを開設・管理する歯科医師Hは、平成22年10月～平成24年4月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けた。(最終決定金額570万5774円)

H＝歯科医業停止3月

(診療報酬不正請求)

クリニックを開設・管理する歯科医師Hは、平成16年5月～平成21年4月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録・取消処分を受けた。(最終決定金額144万8485円)

H＝歯科医業停止3月

(診療報酬不正請求)

クリニックに勤務する歯科医師Hは、平成19年10月～平成20年6月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けた。(最終決定金額14万8664円)

S＝歯科医業停止3月

(診療報酬不正請求)

クリニックを開設・管理する歯科医師Sは、平成17年6月～平成22年6月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けた。(最終決定金額382万7860円)

T＝歯科医業停止3月

(診療報酬不正請求)

クリニックを開設・管理する歯科医師Tは、平成20年5月～平成22年4月までの診療につき、健康保険等の診療報酬を不正又は不当に受給し、保険医等の登録取消処分を受けた。(最終決定金額99万9110円)

## 飲んだら乗るな、乗るなら飲むな！

シリーズ 保険医の心得 A to Z -療養担当規則勘どころ-

第3回

(掲示)



**第二条の六** 保険医療機関は、その病院又は診療所内の見やすい場所に、第五条の三第四項、第五条の三の二第四項及び第五条の四第二項に規定する事項のほか、別に厚生労働大臣が定める事項を掲示しなければならない。



以下の事項を見えるところに掲示しなければなりません

分類	内容等
施設基準に係る届出を行った場合に関する事項	明細書発行体制等加算等
保険外併用療養費に係る届出を行った場合に関する事項	金属床による総義歯の提供等
有床義歯の取り扱いについて	
診療情報の文書提供について	歯科疾患管理料について
在宅訪問診療について	歯科訪問診療について
明細書の発行状況について	
個人情報の保護に関わる事項	
居宅療養管理指導事業所に係る掲示	
厚生局から指定を受けた保険医療機関である旨の標示	
診療案内	診療科目、診療時間、日ごとの担当医
保険外負担に関する事項	「療養の給付と直接関係ないサービス等の取り扱いについて」の掲示
保健所が関与する主な院内掲示	管理者氏名 従事する歯科医師の氏名等 感染性廃棄物の保管場所の掲示 エックス線室注意事項の掲示

(受給資格の確認)

**第三条** 保険医療機関は、患者から療養の給付を受けることを求められた場合には、その者の提出する被保険者証によって療養の給付を受ける資格があることを確めなければならない。ただし、緊急やむを得ない事由によって被保険者証を提出することができない患者であって、療養の給付を受ける資格が明らかなものについては、この限りでない。

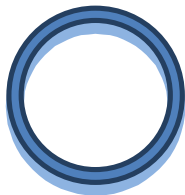


診療前に必ず患者が被保険者であることを確認しなければなりません。(確認できない場合は、とりあえず 10 割分を徴収し、後日保険証を確認した時点で 7 割分を返却できるように受付窓口と連携する必要があります)

ただし、急を要する場合で被保険者である時は必須ではありません。



保険証は？  
・・・持ってない  
ま、いっか



保険証なし？  
じゃ今日は全額ね

(受付に) ○○さん次回確認して 7 割返却

緊急事態です  
保険証は  
今は持ってない  
じゃ、後日



コーヒーブレイク

## 知って得する！？院内旅行

開業されている先生はスタッフたちと院内旅行に行かれることもあるかと思われます。また、院内旅行を企画されている先生もおられるかと思えます。

なぜ、院内旅行を行うのか。やはりそれは経費になるから、でしょうか。

院内旅行が、社会通念上一般的に行われると認められる範囲であれば、福利厚生費となり、旅行に参加した人について給与課税（源泉徴収）をしなくてもよいことになっています。

福利厚生費として取り扱われるための条件は次のとおりです。

①旅行費用の会社負担分が、少額であること。

会社負担分が10万円程度（会社負担分が10万円、従業員負担分がゼロでもOK）

②旅行の参加行事が一般的であること

全員参加の行事としてゴルフをする場合は、たとえ1泊2日の格安な社員旅行でも、一般的とはいえないとされます。そのため、原則として、課税される経済的利益になります。

③旅行の期間が4泊5日以内であること

海外旅行の場合には、外国での滞在日数が4泊5日以内であること（機内での寝泊まりは1泊としてカウントしません）。

④従業員全員を対象とし、旅行に参加した人数が全体の人数の半分以上であること。

本院や分院ごとに行う旅行は、それぞれの職場ごとの人数の半分以上が参加することが必要。

⑤自己都合による不参加者に金銭を支給しないこと

などの条件があります。

ここで、院内旅行（慰安旅行）に関して、国税庁が公表した参考事例を載せておきます。

院内旅行に関しては、税務調査で争点になることが多いので、国税庁が参考事例を公表しました。国税庁のこちらのサイトに掲載されています。


<http://www.nta.go.jp/taxanswer/gensen/2603.htm>

（参考事例1）

イ．旅行期間 3泊4日

ロ．費用及び負担状況 旅行費用15万円（内使用者負担7万円）

ハ．参加割合 100%


 旅行期間・参加者割合の要件及び少額不追求の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

（参考事例2）

イ．旅行期間 4泊5日


ロ．費用及び負担状況 旅行費用25万円（内使用者負担10万円）

ハ．参加割合 100%

 旅行期間・参加割合の要件及び少額不追求の趣旨のいずれも満たすと認められることから原則として非課税

（参考事例3）

- イ. 旅行期間 5泊6日
- ロ. 費用及び負担状況 旅行費用30万円（内使用者負担15万円）
- ハ. 参加割合 50%

 旅行期間が5泊6日以上のものについては、その旅行は、社会通念上一般に行われている旅行とは認められないことから課税

	旅行期間	旅行費用			社員参加割合	給与課税
		旅行費用総額	会社負担分	従業員負担分		
事例1	3泊4日	15万円	7万円	8万円	100%	非課税
事例2	4泊5日	25万円	10万円	15万円	100%	非課税
事例3	<b>5泊6日</b>	30万円	<b>15万円</b>	15万円	50%	<b>課税</b>

参考事例3で、給与課税をする理由として、旅行期間についてしか触れておらず、金額については触れていません。そのため、15万円の会社負担はOKであるのか疑問が残るところですが、給与課税を確実に避けたいのであれば、やはり会社負担分は10万円以内にしておいた方がよいと思われます。

・院内旅行に不参加者がいる場合

若い世代に多いのですが、医院が行う慰安旅行に行きたがらない人がいます。また医院の業務上、あるスタッフには、慰安旅行に参加せずに診療をしてもらう場合もあるでしょう。この場合、不参加者に金銭を支給すると給与課税の問題が発生します。

①自己都合による不参加者に、金銭を支給

旅行不参加者だけでなく、参加者を含めた全員に、不参加者に支給された金銭相当分の給与課税がかかります。スタッフ全員が、その行事に参加するか、または、参加しないで金銭支給を受けるかの選択ができるからです。

②医院の業務上の都合による不参加者に金銭を支給

旅行不参加者に、支給された金銭相当分の給与課税がかかります。

・家族同伴の院内旅行

スタッフだけでなく、スタッフの家族も招待する慰安旅行を行っているケースがあります。ただし日本の税務上においては、家族も招待する慰安旅行は社会通念上一般的とは認められないようです（せいぜい、日帰りの海水浴やピクニックまでが限度）。ですから家族同伴で参加したスタッフには、「本人分+家族分」の費用が給与課税されることになります。

しかし、家族同伴で参加するスタッフがいたとしても、慰安旅行そのものが社会通念上一般的の範囲内であれば、単身参加したスタッフについては、給与課税されることはないと考えられます。

・院内旅行の証拠資料

院内旅行であったという証拠資料を保存しておいた方がよいでしょう。

(例)旅行費用請求書、領収書、明細書、パンフレット、写真、日程表など

院内旅行を考えておられる先生方は、以上のことを考慮に入れて計画されたら良いかと思えます。リフレッシュして日々の診療を頑張っていけたらいいですね。



## 広 報 部

FM ラジオ「FM ちゅーピー76.6MHz サイマルラジオスタート  
お口の健康ひろば デンタルパーク 毎週月曜日午前 11 時から



広島市歯科医師会提供のお口の健康ひろば「デンタルパーク」がインターネットラジオで聴けます。FM ちゅーピーのホームページ <http://chupea.fm/> の上記 FM ちゅーピーのロゴをクリックすると、ネット放送を聴くことができます。

### 7 月 23 日収録、8 月 12 日放送分

広島市歯科医師会 山崎和広 「よく噛むためには」

高齢者にとっても食事は何よりも楽しみです。調理の工夫や食べ方、食材の選び方などにより、唾液がたくさんでて、脳血流が改善してします。

### 7 月 23 日収録、8 月 19 日放送分

広島市歯科医師会 有田一喜「噛ミング30運動」

ひと口30回以上かむと体に良いことがたくさんあります。「噛ミング30運動」で健康を維持しましょう。広島市歯科医師会オフィシャルサイトが開設されました。

### 7 月 23 日収録、8 月 26 日放送分

広島市歯科医師会 清水賢 「噛むカムレシピ」

噛み応えのある食事は健康であるための第一歩！今日から使える！噛み応えのある食事レシピをマスターしてあなたのお口も健康に！

## 7月定例理事会報告

### 部外報告

6月27日 広島原爆障害対策協議会  
 7月 2日 学校保健会常務理事会  
 7月 4日 学校保健会専門委員会  
 7月 6日 全国歯科大学同窓会  
 広島県支部長会（文月会）  
 7月13日 郡市地区会長・専務理事会議  
 " (県)各部等総合委員会  
 7月20日 国保組合会・互助会総代会  
 " 第46回十三大市歯科医師会役員  
 連絡協議会専務理事会議（北九州）  
 " 広島大学第二口腔外科交友会  
 （連盟関係）  
 6月28日 日歯連盟評議員会  
 7月 1日 第1回連盟常任理事会  
 7月 4日 みぞて顕正出陣式  
 7月 5日 石井みどり出陣式  
 7月13日 石井みどり選挙応援  
 （選挙カー同乗）  
 7月18日 みぞて顕正激励会  
 7月21日 参議院議員選挙（みぞて事務所）

### 総務関係

6月29日 臨時理事会  
 " 第106回定時総会  
 7月 1日 第2回四者協議会  
 7月 2日 三役会  
 7月 3日 臨時理事会  
 7月18日 三役会  
 7月20日 中区支部会  
 7月20-23、25日  
 社保診療報酬審査会  
 7月22日 三役会  
 7月24日 定例理事会

### （慶弔関係）

6月30日 中区支部三宅照男先生ご逝去

### （入会関係）

6月28日 入会後面談（中区 蜂須賀永三先生）  
 " 入会後面談（南区 竹田茂先生）

### （1）公衆衛生部

6月28日 第5回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会  
 " 小委員会  
 6月29日 臨時理事会  
 " 第106回定時総会  
 7月 3日 臨時理事会  
 7月 9日 委員会  
 7月10日 (県)常任委員会  
 7月13日 (県)各部等総合委員会  
 7月16日 小委員会  
 7月23日 第6回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会

" 十三大市歯科医師会役員連絡協議会アンケート検討会

### <高齢者歯科保健>（荒谷・小松理事）

6月30日 広島市サッカー協会主催歯科保健講習会（荒谷）  
 7月 3日 休日歯科救急医療保険請求事務  
 " 広テレイベントとの協議  
 7月 5日 石井みどり出陣式  
 7月20-21日 8020 推進財団平成25年度  
 歯科保健事業報告会・公募研究  
 発表会（東京）（荒谷、三戸）  
 7月22日 介護保険研修会・在宅医療研修会  
 中区地対協）

### <一般歯科保健>（三戸・能美理事）

6月25日 協議会対応  
 6月28日 協議会対応  
 7月 3日 介護認定審査会  
 7月 4日 (県)事業所唾液検査アンデルセン  
 グループ  
 " 広島市学校保健会専門委員会  
 歯科保健対策委員会  
 " 西区中広介護予防教室  
 7月 5日 (県)事業所唾液検査アンデルセン  
 グループ  
 7月10日 (県)事業所唾液検査アンデルセン  
 グループ  
 " 介護認定審査会  
 7月17日 介護認定審査会

### <学校歯科保健>（上田理事）

6月30日 広島市サッカー協会主催歯科保健  
 講習会  
 7月 1日 第2回四者協議会  
 7月 2日 広島市学校保健会、表彰審査会  
 7月 3日 広テレイベントとの協議  
 7月 4日 広島市学校保健会専門委員会  
 歯科保健対策委員会  
 7月 5日 (県)幼児期における咀嚼嚥下機  
 能に関する実態調査事業  
 平成25年度歯科保健事業報告  
 会・公募研究発表会  
 福祉対策協議会実績状況

### （2）学術部（本山理事）

6月27日 日本歯科保存学会（福岡）  
 " 広島県警察歯科医会幹事会  
 6月29日 臨時理事会  
 " 第106回定時総会  
 7月 3日 臨時理事会  
 7月 4日 小委員会  
 7月 5日 石井みどり出陣式  
 7月 7日 (県)院長・従業員セミナー  
 7月12日 委員会  
 7月13日 (県)各部等総合委員会  
 7月14日 日本法歯学会（横浜）

- 7月16日 検死鑑定出動（広島中央署）  
 7月20日 日本歯科審美学会（東京）
- (3) 保険・医療対策部（瓜生理事）**  
 6月29日 臨時理事会  
 " 第106回定時総会  
 7月3日 休日診療レセプト点検  
 " 臨時理事会  
 7月11日 厚生局保険指導医研修会  
 " (県)常任委員会  
 7月13日 (県)各部等総合委員会  
 7月15日 国保再審査部会  
 7月17日 委員会  
 7月18-22日 国保連合会歯科審査部会  
 7月21日 参議院議員選挙（みぞて事務所）

- (4) 情報調査部（水内理事）**  
 6月29日 臨時理事会  
 " 第106回定時総会  
 7月3日 臨時理事会  
 7月9日 委員会  
 7月19日 委員会

- (5) 広報部（橋岡理事）**  
 7月3日 臨時理事会  
 7月4日 委員会  
 7月10日 7月号市歯会だより校正  
 7月13日 7月号市歯会だより発送（事務局）  
 7月19日 ラジオFMちゅーピーとの打合わせ  
 7月23日 小委員会  
 " FMちゅーピー収録（山崎和広・有田一喜・清水賢）  
 FMちゅーピー（新聞掲載）  
 6月24日 むし歯にならないために波田佳範（広島）  
 7月1日 スポーツと歯の関係荒谷恭史（広島）  
 7月8日 乳歯は永久歯のナビゲーター谷徹範（広島）  
 7月15日 28日に矯正歯科無料相談会今田義孝（広島）  
 7月22日 早寝・早起き・朝ごはん森本慎樹（広島）

**(6) 広島市歯科医師会ホームページについて**

ホームページアクセス数  
 一般サイト 訪問者 501（累計 3,579）  
 ページビュー 2,405（累計 24,653）  
 会員サイト 訪問者 39（累計 1,088）  
 ページビュー 474（累計 8,535）  
 保険・医療対策部 …(県)保険部メルマガ・保険部ニュースバックナンバー更新（7/15）  
 平成24年度貸借対照表・正味財産増減計算書掲載  
 広報部 …FMちゅーピー更新・支部情報・その他  
 情報調査部 … Talking Heads <最新情報> 掲載件数 73件（6/25~7/20）

**(7) 特別委員会**

- 6月28日 第5回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会  
 7月23日 第6回学校歯科検診器具滅菌対策検討委員会

**(8) 救急蘇生委員会**

特になし

**(9) 苦情相談**

- 7月5日 苦情 歯科治療と対応について（50代女性）  
 7月17日 相談 看護師の制服での外出について（60代女性）  
 7月24日 相談 部分義歯の対応について（70代女性）

**4. 協議事項**

- (1) 学術部講演会について  
 講演内容等について協議  
 (2) 会員配布物について  
 施設基準等に関する院内掲示物について協議  
 (3) ラジオFMちゅーピーの番組内容について  
 番組進行及びコンテンツ等について協議  
 (4) 第106回定時総会について  
 総会の運営について総括のための協議  
 (5) その他  
 特になし

**5. その他**

特になし

**会員の皆様へ**

広島市歯科医師会だよりに関するご意見やお問い合わせは、各記事に担当部がある場合は、担当部の理事あてにお願いします。それ以外については、広島市歯科医師会事務局ないしは広報部担当理事橋岡優までお寄せ下さい。

広島市歯科医師会事務局 E-Mail: hirosshima@dentalpark.net

広報部担当理事 橋岡優 E-Mail: s.d.c@helen.ocn.ne.jp